

平成29年度高齢者権利擁護困難事例検討会 開催要領

1. 目的

当財団では、「包括的支援事業推進事業」を県から受託し、権利擁護相談窓口（定期相談）の設置、困難事例検討会の開催、権利擁護の啓発普及等の事業を実施しております。

本事例検討会は、市町村や地域包括支援センター等からの権利侵害、虐待、消費者被害等の困難事例等をもって開催し、弁護士、社会福祉士等の支援を通じ、対応のあり方を学ぶとともに、地域の相談活動を支援するために行います。

2. 開催日時・会場

地区	開催日時	会場
県北地区	平成29年10月23日（月） 13:15～16:45	会場；北秋田市民ふれあいプラザコムコム 2F 研修室C 住所；北秋田市花園町10番5号 TEL 0186-62-1130
県央地区	平成29年11月2日（木） 13:15～16:45	会場；中央地区老人福祉総合エリア （中央シルバーエリア） 1F 視聴覚室 住所；秋田市御所野下堤五丁目1番1号 TEL 018-829-2151
県南地区	平成29年10月31日（火） 13:15～16:45	会場；横手市交流センター Y2（わいわい）ぷらざ 3F 研修室1 住所；横手市駅前町1番21号 TEL 0182-32-2418

3. 出席対象

市町村高齢者虐待防止担当職員・市町村地域包括支援センター職員

4. 費用

出席に関する費用は無料です。

ただし、会場までの交通費等については、派遣機関で負担願います。

5. 内 容

(1) 事例提出について

- 本事例検討会に当たっては、各市町村、各地域包括支援センターで受けた、高齢者権利擁護に関する相談事例（高齢者虐待、成年後見、消費者被害等）の中で、解決困難事例、現在進行中の事例、虐待等を解決することができた事例の中から、各対応段階における手順や取り組みの状況、ネットワークの構築等について、具体的に記入していただいた事例を提出していただきます。

また、各市町村で解決した事例で、他の参考となるような事例の提供もお願いします。

- 事例は事例提出様式により、提出いただきます。（事例内容が特定できないように取扱い、事例検討終了後は回収いたします。）

事例の提出に当たっては、高齢者虐待に関する事例については様式1-1、1-2で、成年後見・消費者被害等の事例については様式2で、出席申し込みと同時に、事例内容をメール又はFAXでお送りください。

- 事例がない場合でも、参加は可能です。当日に事例の持参がある際は追加事例検討として意見交換を行います。

(2) 困難事例検討会の進め方について

1) 日程・研修内容

期日・地区	研修内容
<全地区共通> 13:15 13:25～16:00 16:00～16:30 16:30～16:45	開会 事例検討（グループワーク） グループごとに事例報告、検討 追加事例検討、質問・意見交換 まとめ
県北地区 平成29年 10月23日（月）	助言者； のしろ法律事務所 弁護士 岩崎 康宏 氏 白神ひまわり基金法律事務所 弁護士 大庭 秀俊 氏 鹿角市社会福祉協議会 社会福祉士 浅水 和也 氏
県央地区 平成29年 11月2日（木）	助言者； 千秋パーク法律事務所 弁護士 藤原美佐子 氏 泉地域包括支援センター 社会福祉士 保泉 拓 氏
県南地区 平成29年 10月31日（火）	助言者； 千秋パーク法律事務所 弁護士 藤原美佐子 氏 仙北市市民福祉部長寿支援課（包括支援センター） 社会福祉士 浅利 和磨 氏

2) 進 行

- ① グループごとに、出席者から提出された事例の報告、検討を行います。
事例検討の中で、弁護士から、適宜助言や『高齢者虐待防止法と市町村の具体的な対応』についてのコメント等をいただきます。
社会福祉士からは、高齢者虐待の課題、解決に向けての対応とそのポイント等についてコメントをいただきます。
- ② 発表していただいた事例以外に、質問票等による日常の権利擁護の相談活動の中から、出席者が抱えている様々な課題、法律的な視点や、福祉関係者側からみた捉え方等の視点から対応策を検討します。
- ③ 最後のまとめでは、各グループ内で検討された事例、高齢者虐待防止に関する共通の課題、問題点について、弁護士、社会福祉士からコメントをいただきます。
また、県内における虐待防止ネットワークの構築、虐待対応等困難事例への対応における支援等についてもご意見をいただきます。

6. 出席の申込み

申込用紙により、 県北地区は10月18日（水）までに、県南・県央地区は10月27日（金）までにメール又はFAXでお申し込みください。

また、高齢者虐待や成年後見・消費者被害等に関する事項について、何かご質問等がありましたら、質問票によりご連絡ください。

7. その他

高齢者総合相談・生活支援センターでは、毎月第3木曜日に、高齢者権利擁護に係る相談をお受けしております。また緊急を要するケースについては、専門職相談機関と連携し随時対応いたしますので、ご利用ください。

8. 連絡先

〒010-1412

秋田市御所野下堤5丁目1番1号（中央シルバーエリア内）

公益財団法人 秋田県長寿社会振興財団（LL財団）

秋田県高齢者総合相談・生活支援センター 今野・渡邊

相談専用電話 018-829-4165

FAX 018-829-2770

Eメールアドレス LL@akita-longlife.com